

日本肺癌学会
日本呼吸器外科学会
日本呼吸器学会
日本呼吸器内視鏡学会
日本胸部外科学会

肺癌登録合同委員会事務局細則

第1条 肺癌登録合同委員会（以下委員会）に事務局を設ける。

第2条 事務局は委員会の運営と、肺癌登録症例に関する実務を担う。

第3条 事務局は下記に置く。

〒260-8670 千葉市中央区亥鼻 1-8-1

千葉大学大学院医学研究院 呼吸器病態外科学

代表 吉野一郎

第4条 事務局に事務局長を置く。

- 1) 事務局長は委員会が選任し、日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会理事会、日本呼吸器内視鏡学会、日本胸部外科学会に報告する。
- 2) 事務局長の任期は2年とする。再任は妨げない。

第5条 事務局は次の業務を行う。

- 1) 肺癌および他の胸部悪性腫瘍症例登録票の管理とデータ解析および結果資料の作成。
- 2) 登録された症例の追跡調査と分析。
- 3) 新しいTNM分類案に向けての基礎データの作成。
- 4) 委員会活動のための庶務、会計。

第6条 事務局の会計に関する業務は次のように行う。

- 1) 委員会の会計年は毎年9月1日より翌年8月31日までとする。
- 2) 事務局は予算原案を作成し、前年の6月末日までに委員会に提出する。
- 3) 予算案は委員会に出席した委員の3分の2以上の賛成による承認の後、委員長が日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本胸部外科学会理事会に報告し、それぞれの承認を得て、日本肺癌学会へ提出する。
- 4) 予算は日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本胸部外科学会それぞれが5分の1ずつ負担する。ただし、献金（研究助成金等を含む）の申し出があった場合は委員会の議決の後受け入れること

ができる。

- 5) 事務局は委員会会計監事による会計監査を受けた後、決算案を毎年9月中旬の委員会に提出する。
- 6) 委員会の決算は出席した委員の3分の2以上の賛成による承認後、毎年9月末までに日本肺癌学会に提出し、日本肺癌学会による会計監査を受ける。
- 7) 決算は日本肺癌学会理事会および総会での承認をもって完了とする。その後、承認された決算は他の関連4学会（日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本胸部外科学会）理事会に報告する。

第7条 この細則の変更は委員会委員の3分の2以上の賛成をもって行う。

第8条 この細則を変更した場合は委員長は日本肺癌学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本胸部外科学会に報告する。

附則 この細則は 平成12年（西暦2000年）4月1日より施行する。

この細則は 平成20年（西暦2008年）10月1日より施行する。

この細則は 平成24年（西暦2012年）5月2日より施行する。

この細則は 平成24年（西暦2012年）9月26日より施行する。

この細則は 平成25年（西暦2013年）9月26日より施行する。

この細則は 平成27年（西暦2015年）3月25日より施行する。

この細則は平成30年（西暦2018年）4月1日より施行する。

この細則は 令和2年（西暦2020年）4月1日より施行する。